

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会
CISPR F 作業班（第 3 回）議事要旨（案）

- 1 開催日時：平成 23 年 11 月 17 日（木） 14 時 00 分～17 時 30 分
- 2 開催場所：金融庁 9 階 共用会議室-2（904 会議室）
- 3 出席者（順不同）

【構成員】多氣主任（首都大学東京）、平伴主任代理（パナソニック電工）、山下主任代理（JET）、石田構成員（ARIB）、井上構成員（KEC）、菅野構成員（NTT）、業天構成員（パナソニック）、久保構成員（NHK）、篠塚構成員（NICT）、中野構成員（JEMA）、前川構成員（ダイキン工業）

【事務局】浦賀電波監視官・稲垣電磁障害係長・下谷（総務省）

4 議事概要

- (1) 事務局から配付資料の確認が行われた。
- (2) 資料 3-1 前回議事要旨案について、修正意見等あれば 1 週間以内に事務局まで連絡することで承認された。
- (3) 資料 3-2 CISPR ソウル会議 SC/F 審議結果（案）について、山下主任代理から説明があり、主に下記の議論の後、承認された。
 - 篠塚構成員：P.5 の 9 項の結果について、CISPR22 の 6.1 版の LIMIT 表にはそのような記載がない。CISPR22 の 10.3.1 項の中に NOTE があり、そこに 3m 法の場合の注記が書かれているので、CISPR22 の第 10 節に記載されているという表現にすべきではないか。
 - 井上構成員：3m 法の内容を追加したとしても、許容値は 10m のものしかない。許容値の換算については、CISPR22 と同様の注記を用いるという表現にしてはどうか。
 - 平伴主任代理：私の方から、LIMIT の中に 3m 法と 10m 法、30dB と 40dB を入れるという提案をしたが、結果的に CISPR22 にある測定法に、ある条件を満足した場合は 3m 法を使っても良いという書き方となった。それと同様に CISPR15 の LIMIT のところに NOTE として入れるということになった。
 - 井上構成員：3m でも良いということ以外に、LIMIT についても明確に記載をすることか。
 - 平伴主任代理：それに加えて、対象機器の寸法についても規定されることとなる。
 - 山下主任代理：NOTE の追記の仕方については、最終的な形はまだ決まっていない状況である。

- 井上構成員：IEC61000-4-22 導入検討とあるが、CISPR14-1 は FAR 導入済ではないのか。
山下主任代理：CISPR14-1 に導入されているものは CISPR16-1-4 の FAR であり、これは CISPR14-1 の Edition6 への改正に向けて IEC61000-4-22 を導入しようとしているものである。
- 井上構成員：CISPR16-1-4 の部分を置き換えるということか。
山下主任代理：置き換えではなく、追加になるだろう。IEC61000-4-22 の導入により CISPR16-1-4 は満足することになるだろう。
- 篠塚構成員：12 項で書かれている、「雑音電力」は吸収クランプによる妨害波測定のこと、その Alternative として CDNE 法を CISPR14-1 に提案するということか。
山下主任代理：そのとおり。
篠塚構成員：CDNE 法について、SC/A では CDNE の仕様、測定法、不確かさが最終的に CDV に移行することになった。また、日本から指摘したディファレンシャルモードに対する LCL やコモンモードのクロストークの問題については、文書の主文の中に盛り込むということとなった。
篠塚構成員：CDNE 法が CISPR14-1 に盛り込まれるとなると、CISPR14-1 に記載されている様々な機器に適用されることになるが、SC/F では問題とならなかったのか。
山下主任代理：議論自体はなく、話だけがなされた。
篠塚構成員：SC/A において日本から、照明器具として用いるのは良いが、CISPR16-1 に入れるとなると測定法の基本規格となるので、他の機器で使われるようになれば今の規定では不十分と指摘した。
多氣 主任：CISPR/F/557/RM の議事録では明確に記載されていない。JTF の中で具体的な話が出てきた際に議論するというものではなかったか。
平伴主任代理：CISPR16-1-2 について、CDV が発行されることから CISPR14-1 への提案の話が出てきたものである。
- 多氣 主任：クラス分けの話だが、クラス I、クラス II の分類はアースに関する点だけで分けられているのか。名称の問題なのか。
平伴主任代理：当初の提案は A, B だったが、A, B では紛らわしいので、絶縁の分類にあるクラス I、クラス II で分類してはどうかと提案もしたが、最終的には M（金属）、N（非金属）とすべきという提案がなされている。
- (4) 資料 3-3 CISPR ソウル会議 SC/F/WG1 審議結果（案）について、前川構成員から説明があり、主に下記の議論の後、細かい修正を除いて承認された。
- 井上構成員：2.6 項の結果について、SC/H から解釈票（ISH）が出ていると思うのだが、そこに測定の不確かさの扱いが出ていたが、その話との関連性はあるの

か。

前川構成員：2月のフランクフルト中間会議で、参照した記述は測定の不確かさを規格への適合性判断に用いるようになっており（規格への適合性判断に測定の不確かさを考慮しないことになっていたことから）、再確認することになっていた。このたびSC/Hにおける解釈票を確認したが、測定の不確かさを規格への適合性判断に用いるのかどうかを確認できなかったので、Plenaryの見解を待つことになったということ。

井上構成員：不確かさの表現については各SCで統一表現にしようということがCISPR総会（Plenary）の議題に上がっており、投票にかけられた。後で総会の報告を確認した方がよい。

(5) 資料3-4 CISPR ソウル会議 SC/F/WG2 審議結果（案）について、平伴主任代理から説明があり、主に下記の議論の後、承認された。

○山下主任代理：6.9項の結果に記載があるが、電球型蛍光ランプも調光器が使えるのか。

平伴主任代理：電球型蛍光ランプも従来の調光器を使っており、LEDが出てきたときにはLED専用の調光器を使っている。

業天構成員：電球型蛍光ランプに使えるとうたっている調光器はないが、従来の調光器が使える電球型蛍光ランプはある。LEDも同様である。

平伴主任代理：そのようなこともあり、白熱電球や電球型蛍光ランプに使用する調光器の測定負荷としては白熱電球を用いることとなる。

○菅野構成員：6.1項に、CDNE法は測定を2回行うことになるケースがあるとあるが、何が原因なのか。

山下主任代理：これはマージンで判断するものであるが、マージンが十分でない場合、もう一度測定しなければならないということである。

菅野構成員：一度CDNE法で測定して、マージンが足りないので結局放射で測定しなければいけないということか。

山下主任代理：そのように考えられる。

井上構成員：最初から電界を測定するという選択肢はないのか。

平伴主任代理：それでも構わない。

(6) 資料3-5 CISPR/F/558/DC 審議表（案）について、前川構成員から説明があり、主に下記の議論を踏まえ、回答案の見直し後、再度審議を行うこととした。

○井上構成員：代替法として記載されているが、許容値の適合の判断はどちらか一方が良いということか。

前川構成員：そのとおり。複数の方法がある場合、認証を受ける際に使った方法を正とすることから、例えば製造者が実測によってクリック率を決めた場合

は、それが正となる。

- 菅野構成員：新しい提案のパラメータ T (分) を短くするとクリックの回数がほとんどなくなる可能性はないか。

山下主任代理：T の長さはクリックの起きる回数で決まるものなので、任意に決められるものではなく、機器に応じて変わるものである。

- 篠塚構成員：クリック数とスイッチング動作回数とはどう違うのか。

山下主任代理：スイッチングの際に連続性の許容値を超えるものをカウントするものがクリック数であり、スイッチング回数はそのレベルに関係なくカウントするものである。

篠塚構成員：係数 f はどうなっているのか。また、実測によるクリック率のしきい値や測定時間は決まっているのか。

山下主任代理：f は Annex A の中で機器ごとに決まっている。また、クリック率のしきい値は決まっており、測定時間は最大で 120 分測定する。

- 前川構成員：第一段落に、一般にクリック率は実測したクリック数から計算するものと書かれており、その後の第二段落に記述に Annex A に書いている機器についてはスイッチング動作回数からとなっていることから、本来はクリック数の実測が主となるのではないか。

篠塚構成員：スイッチング回数の方が Annex A に載っているのだから、こちらが代替法ではないか。

山下主任代理：現時点ではどちらが代替法かという提案がない状態である。完全に製品別となっている状態である。

篠塚構成員：Annex A に掲載された製品を現在のスイッチング回数からクリック率を計算する方法だけでなく、クリック率を実測する方法も使用可能にするというものか。

山下主任代理：そのとおり。

前川構成員：クリックの実測によるクリック率決定方法を主として、Annex A に記述されている特定の機器については代替としてスイッチング動作回数からクリック率を決定してよいという修正提案に回答を修正する。

- (7) 資料 3-6 CISPR/F/559/DC 審議表 (案) について、山下主任代理から説明があり、主に下記の議論を踏まえ、回答案の見直し後、再度審議を行うこととした。

- 山下主任代理：SC/A の WG1 にて、日本は何らかのプレゼンをしたのか。

篠塚構成員：杉浦氏が、30MHz 以下の放射妨害波測定場の評価に関して、暗室とオープンサイトを比較した実験結果等の発表をした。また、サイトの評価と測定法に関する JTF のコンビナーやメンバーが決定した。杉浦氏がサイト評価 JTF のコンビナーに就任した。

- 井上構成員：測定法の新しい WG を立ち上げるのは、30MHz 以下の新たな測定法を検討

するということか。

菅野構成員：30MHz 以下について、今回の WG で決まったことはどのように取り扱われるのか。

篠塚構成員：SC/F や SC/I のような製品委員会は、SC/A の方で測定法の検証が完了したら、30MHz 以下の障害事例が問題となり測定が必要となったときに、この SC/A の結果を用いることになるだろう。

(9) その他

次回会合は未定。

以 上